

簿冊非公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年5月14日法律第42号)第5条第1項(個人に関する情報)に該当

複製禁止

比島独混才五十五旅団復員者報告綴

昭和三十三年

才一復員局

防衛研修所戦史室

